

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、多久市納所土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

平成28年11月22日

佐賀県知事 山口 祥 義

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	鈴山 和孝	多久市東多久町大字納所3086番地	平成28年8月14日 退任